

# オープンカウンター方式による見積依頼の公示

下記のとおりオープンカウンター方式による見積合わせに付します。

令和3年9月9日

広島市中区上八丁堀6番30号  
支出負担行為担当官  
広島法務局長 數原裕一

山口市中河原町6番16号  
支出負担行為担当官  
山口地方法務局長 石崎司

岡山市北区南方一丁目3番58号  
支出負担行為担当官  
岡山地方法務局長 永瀬忠

鳥取市東町二丁目302番地  
支出負担行為担当官  
鳥取地方法務局長 庄司健人

松江市東朝日町192番地3  
支出負担行為担当官  
松江地方法務局長 中山浩行

## 記

- オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項
  - 件名 人権啓発用クリアホルダー作成・供給契約
  - 購入物品の仕様等 仕様書による。
  - 納入期限及び場所 仕様書による。
- オープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格に関する事項
  - 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条における、特別の理由がある場合に該当する。
  - 平成31・32・33年度（令和1・2・3年度）法務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」において、A、B、C又はDの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者。
  - 契約の相手方として不適当な者でなく契約の相手方として不適当な行為をしない者。  
なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。

ア 契約の相手方として不適当な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者
- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (エ) 偽計又は威力を用いて発注者の業務を妨害する行為を行う者
- (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 契約条項を示す場所及び見積依頼説明書等の交付場所等並びに交付期限

(1) 契約条項を示す場所及び見積依頼説明書等の交付場所等

〒730-8536 広島市中区上八丁堀6番30号 広島法務局3階  
広島法務局会計課用度係（担当 管原） TEL082-228-5205 FAX082-228-3416

(2) 見積依頼説明書等の交付期限

令和3年9月9日（木）から同月28日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 見積依頼説明書の交付場所及び交付方法

見積依頼説明書等は、上記(1)にて交付又は電子調達システム (<https://www.geps.go.jp/>) からダウンロードできる。

なお、郵送により交付を希望する者は、返信先住所が記載され、返信用の切手を貼付した角形2号封筒を同封し、上記(1)担当者宛てに、郵送により請求すること。

4 提出書類の提出期限及び場所等

(1) 提出期限

令和3年9月28日（火）午後5時15分まで

(2) 提出場所

電子調達システム又は上記3(1)の場所

(3) 提出方法

電子調達システムによる。ただし、電子調達システムにより難しい場合は、持参及び郵送による提出を認める。なお、郵送する場合は、書留郵便により、上記(1)の提出期限までに必着で送付すること。

(4) 提出書類

見積依頼説明書による。

5 見積合わせの日時及び場所

(1) 日時

令和3年9月29日（水）午後2時00分

(2) 場所

電子調達システム又は広島合同庁舎3号館広島法務局3階

6 見積書の記載金額

見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、見積書提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

7 契約の相手方の決定方法

予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づいて決定した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

8 契約保証金

免除する。

9 契約書又は請書の作成の要否

契約書の作成を要する。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (3) 契約書作成の要否については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (4) 詳細は、見積依頼説明書及び仕様書による。

以 上